

「総合評価方式の運用」令和6年4月 主な改定内容

沖縄県土木建築部 技術・建設業課

今回の主な改定は以下のとおりである。なお、この改定は令和6年4月1日以降公告の工事より適用する。

○評価に対する運用事項の改定

(1) 評価対象の見直しについて

① 週休2日実施工事実績 《全型共通》

労働基準法の時間外労働上限規制が令和6年4月1日より建設業にも適用されるため、4週8休及び現場一斉閉所日の取り組みを促進し、長時間労働や処遇の改善を図る。
総合評価方式の運用（令和5年4月版、令和5年8月版）で予告していたとおり、週休2日実施工事実績については、4週6休及び4週7休の達成を評価対象としない改定を行う。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
週休2日実施工事実績	過去1年間の週休2日実施証明書発行工事実績の有無	2	2.0	4週8休かつ現場一斉閉所日達成
			1.5	4週8休達成
			0.0	上記以外

→詳しくは52ページを参照

② 継続教育（CPD）の状況 《全型共通》

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に係る工事の総合評価方式の運用の改訂について（通知）」令和3年3月25日付土技第1894号の廃止に伴い、継続教育（CPD）の状況への評価については、申請書及び確認資料提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況で評価する。（新型コロナウイルス感染症流行前の運用に戻る）

→詳しくは78ページを参照

(2) その他、問い合わせ等が多い箇所について、記載を修正する。